

グルメワンダーパーク函館2026企画運営業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

令和8年5月12日

函館市観光部観光総務課イベント・フィルムコミッション担当

No.	文書名	該当項目	質問内容	回答(当初)
1	実施要領	1 業務概要 (4) 運営要件 ・ 自然災害等	Q) 実行委員会が中止・延期と判断した場合は従う。受託者とは、それまでに発生した企画費・各資材費・人件費は、満額保証するものとして協議する前提と位置づけにすることは可能か。	実行委員会の判断によりイベントの中止等した場合、その時点までに発生した企画費、資材費および人件費等の実費相当分については、受託者と協議のうえ、適切に支払う(補償する)ものとします。
2	実施要領	1 業務概要 (4) 運営要件 ・ 損害に対する賠償	Q) 実行委員会の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になった場合 協議することなく、受託者が無条件で損害負担を負うことは受け入れられない。再検討は可能か。	主催者の責めに帰すことのできない不可抗力により、運営が困難となった場合の損害については、まずは受託者が管理する委託料、協賛金および出店料等の収入金を充ちいただくこととなりますが、これらを超過する損害が発生した場合には、その負担について受託者と協議を行い、対応を図るものとします。
3	実施要領	6 企画提案書の提出 (1) 提案内容 オ 運営人員配置等 ③ 会場スタッフの配置	Q) 事務局の人員および実行委員会の動員人員は、昨年同様各日40人以上(設営時10人)を確保することを受託者に最低条件として提示できるか。	最低条件は提示できないが、昨年度の実績を踏まえ、今年度についても同規模の動員体制を確保し、運営を支援する予定です。
4	仕様書	5 事業の概要 (1) 開催内容 イ 出店料等徴収業務および協賛金収集業務	Q) 協賛の金額、内容を報告する上で、主催者は受託者が獲得した協賛社に対し、受託者を經由せず協賛社と協議することは一切行わないと契約書に明記可能か。 Q) また、受託者ビジネスソースを守るため、次年度以降も受託者を通じて協議する。と記載可能か。	①本業務の契約期間中において、受託者が独自に獲得した協賛社に対し、実行委員会が受託者を經由せず直接協議を行うことはありません。 ② 協賛各社の情報は、実行委員会において適切に管理し、次年度以降の事業継続に活用します。次年度以降の案内は、その時点の受託者等が行うため、特定の受託者の継続的な介在を契約等で義務付けることはできません。
5	仕様書	5 事業の概要 (1) 開催内容 キ その他必要な業務 (㌺) 実行委員会との連携	Q) 実行委員会の独自に準備する事業が不透明であり、どのような連携を図るか明文化は可能か。 Q) また、独自に準備する事業は、独自事業とし、本事業の受託金・協賛金・出店料から賄うことは一切ないと明文化は可能か。	①実行委員会の独自事業については、採択された企画提案の内容に応じて検討するため、現時点で詳細を明文化することはできません。 ②独自事業を実施する場合であっても、事業の実施に係る経費については、本業務の遂行に必要とされる収入金(委託料、協賛金、出店料等)の範囲内で賄うものとし、具体的な調整については受託者と協議の上で進めるものとします。
6	実施要領	1 業務概要 (4) 運営要件 ・ 出店料、入場料等収入金の管理および協賛金(品)の扱い	Q) 実行委員会の出店依頼の出店料(減額含む)を事前共有・確定を提示できるか。 Q) 協賛金に対し、目標数字に到達しない場合、規模縮小を検討することを協議できるか。	①事前調査の結果は共有可能ですが、調査であり、出店の申込前であるため、金額を確定させることはできません。 ②本業務は、受託候補者が提案した企画内容および資金計画の完遂を前提に審査・選定を行うため、受託者が設定した目標の未達を理由とした規模の縮小は、原則として想定しておらず、受託者の責任において提案内容を完遂いただくことを基本方針とします。